

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令案 概要

1 改正の背景

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 27 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、電波法施行令（平成 13 年政令第 245 号）及び船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和 58 年政令第 13 号）のほか、関係政令について所要の規定の整備を行うものである。

2 改正の概要

電波法施行令及び船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の改正

船舶地球局に電気通信業務を行うことを目的としないものが追加されたことに伴い、電気通信業務を行うことを目的とするものを前提にして、インマルサット無線設備の定義を船舶地球局の用語を用いて規定している船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令及び無線従事者の操作の範囲を船舶地球局の用語を用いて規定している電波法施行令について、その船舶地球局の範囲を電気通信業務を行うことを目的とするものに限定するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

改正法の施行の日（公布の日（平成 29 年 5 月 12 日）から 1 年 3 月を超えない範囲内において政令で定める日（平成 30 年 8 月 1 日））と同じ施行期日とする。